

緊急復旧工事による土地立ち入りのお知らせ (国道249号 珠洲市真浦町)

日頃より公共工事にご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所では、令和6年能登半島地震からの復旧・復興を加速化し、強力に推進していくため、国道249号の珠洲市若山町から輪島市門前町までの復旧工事を石川県に代わって進めております。

今回の復旧工事では工事範囲が広大であり必要な土地の境界確定に時間を要するため、復旧工事を優先させていただいてるところです。工事と平行して土地の確定作業を進める中で補償等について説明させていただきたいと考えております。また、立木についても工事着手前に調査を行っております。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

通知範囲： 下図のとおり

使用目的： 国道249号における道路復旧工事等を行うものです。

具体的な実施内容： 工事のための現場立入、崩土撤去、立木の伐採等

根拠法令： 土地収用法第122条 ※1)

使用期間： 令和8年度 ※2)

【問い合わせ先】

珠洲市役所 環境建設課

連絡先：0768-82-7757(平日8:30～17:15)

※1) 非常災害の際に公共の安全を保持するために特に緊急で工事を行う必要がある場合、工事を行う行政機関が事業の種類、使用する区域、使用する期間を市町村長に通知することにより直ちに他人の土地を使用することができるというもの。

※2) 工事の状況により、必要な範囲について適宜通知を行う。

通知範囲 位置図

